

証券コード 7065
2022年11月8日

招集、通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

山口県宇部市寿町三丁目5番26号
ユーピーオール株式会社
代表取締役 社長執行役員 酒 田 義 矢

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面による議決権行使のご活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権の行使は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
 2. 場 所 山口県宇部市相生町8番1号
ANAクラウンプラザホテル宇部 3階 万葉の間
 3. 目的事項
報告事項
 - (1) 第44期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第44期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.upr-net.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- * 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- * 本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対策について

- ◎ 本年は座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。
そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りせざるを得ない場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ お土産のご用意はございません。
- ◎ 運営スタッフは、マスク等を着用して対応いたします。
- ◎ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご使用ください。
また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎ 入場前に検温をお願いさせていただきますので、予めご了承ください。
- ◎ 体調不良と見受けられる場合、または安全確保の観点から必要と認められる場合、当社の判断に基づき、入場をお控えいただくこともございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、変更後の事項を上記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、上期は緊急事態宣言の全面解除後、経済活動再開による持ち直しの動きが出てきましたが、再度まん延防止等重点措置の実施など、持ち直しの動きに足踏みがみられました。下期については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限が緩和され、徐々に経済活動が正常化に向かう一方、新たな変異株による感染者数の急拡大、コンテナ不足やウクライナ問題を起因とする物流の混乱や原材料価格の高騰など、外部環境の不透明感が強い状況が続きました。

当社グループは、当連結会計年度が2年目となる中期経営計画2025（2021年8月期から2025年8月期）では、Social Sharing Supporterとして更なる成長を図るため、パレット事業を成長ドライバーに「5つの事業（パレット・物流IoT・アシストスーツ・ICT・ビークルソリューション）の柱を育成」すること、および「海外展開の加速」に対する取り組みを掲げました。これらの目標達成に向かい施策を強化しておりますが、新型コロナウイルス感染症の長期化による経済活動の停滞により、対前年増収は継続しているものの、期初に策定した売上利益計画については、未達となりました。

物流業界においては、2024年問題への対応期限を1年半後に控え、「トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備」の実現が喫緊の課題となっており、パレット輸送は有効な手段であるとの認識が高まっています。レンタルパレットによるパレットプールシステム（注1）は、パレットの回収及び流失防止の仕組みがあることから極めて高い関心を集めており、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞していた導入の動きに、ようやく変化が出てきております。

このような環境の中、コンテナ不足を主因として港湾地区での保管用レンタルパレット需要は低迷していましたが、下期に入り徐々に回復、また輸送用レンタルパレット需要が着実に伸長した結果、レンタル売上は前期比で5.0%の成長となりました。販売売上は、原油価格上昇や円安による原材料価格高騰の影響により、前年実績を下回りました。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

当社グループは、業種、規模、地域などが様々に異なる幅広い顧客と取引しており、新型コロナウイルス感染症の当社グループ業績への影響はマイナス面とプラス面の両方がありました。保管用のレンタルパレットは、第1四半期に取引先の大口紛失に伴い想定を上回る受取補償金を計上しましたが、その要因からレンタル枚数が大きく減少しました。第2四半期以降、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う生産調整期間の延長、コンテナ不足による輸入貨物の減少等の要因により在庫量が回復せず需要は低迷しましたが、第3四半期以降は、経済活動の回復やコンテナ不足も徐々に緩和し回復しました。輸送用のレンタルパレットについては、引き続き家庭紙メーカーの共同利用・共同回収、玄米輸送、アクティブRFIDタグを搭載した「スマートパレット」が物流効率化の効果により拡大しました。また、医薬品輸送の追跡及び温度監視サービスや工場等の遠隔監視サービスについても堅調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は13,329百万円（前連結会計年度比3.1%増）、営業利益は532百万円（同0.4%増）、経常利益は1,114百万円（同31.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は680百万円（同21.3%増）となりました。

当社の事業は、物流事業（パレットレンタル、パレット販売、アシストスーツ、物流IoT）とコネクティッド事業（ICT、ビークルソリューション）です。

事業別の状況は次のとおりであります。

物流事業におきましては、トラックドライバーの高齢化や深刻なドライバー不足は年々高まってきており、総合物流施策大綱(2021-2025)においても、労働力不足対策と物流構造改革の推進（担い手にやさしい物流）等が提言されていること、また2024年度にトラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることから、各企業の物流に対する問題意識は引き続き高まっております。輸送用レンタルパレットにおいて、当社のレンタルパレットを活用した家庭紙メーカーの共同利用・共同回収は、トラックドライバーの長時間労働の削減に繋がることもあり、引続き取扱量が拡大しています。未開拓の業界へのアプローチについては、新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限が緩和されるなかで少しずつ進捗しました。保管用レンタルパレットは、コンテナ不足により依然として海外からの輸入が減少している影響で、港湾地区を中心とした需要の減少が続きましたが、経済活動の回復とコンテナ不足の緩和もあり、回復してきています。海外事業は引き続き順調に推移しました。物流IoTは医薬品輸送等で需要が拡大している「なんつい」が順調に伸長し、前期比でプラス成長となりました。アシストスーツでは、新型コロナウイルス感染症の状況が緩和されるなかでも、オンライン体験会等を有効に活用するとともに、家電量販店に続くその他の量販店へも拡販を図っております。

また、ESGの観点から労働環境の改善策としての意識は高まっております。

以上の結果、物流事業では売上高は12,317百万円（前連結会計年度比2.7%増）、セグメント利益2,100百万円（同24.8%増）となりました。

コネクティッド事業におきましては、ICTにおいて、遠隔監視ソリューションについてはエレベーターの通信規格変更（3G→4G）に伴う大幅なデバイス入替、駐車場精算機は取引先の事業拡大に伴い、計画を上回りました。また、温湿度管理を行う「みえーど」は工場や倉庫を中心に新規のお客様との取引が拡大しています。また、本年9月発売のDXタグ（注2）は、5社で実証実験が始まりました。カーシェアリングシステムについては、半導体不足の影響による顧客のカーシェアリング車両の納車遅延が続きましたが、車載器販売は計画台数を確保しました。

以上の結果、コネクティッド事業の売上高は1,012百万円（前連結会計年度比8.0%増）、セグメント損失121百万円（前連結会計年度はセグメント損失4百万円）となりました。

- （注） 1. パレットプールシステムとは、同一のパレットをより多くのユーザーが相互に循環利用する仕組みです。
2. 物流機器等の在庫・入出庫管理システムに用いていたアクティブ RFID タグを小型化し、機能追加を行ったものです。

事業別売上高

事業区分	第 43 期 (2021年8月期) (前連結会計年度)		第 44 期 (2022年8月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
物流事業	11,990百万円	92.8%	12,317百万円	92.4%	326百万円	2.7%
コネクティッド事業	937	7.2	1,012	7.6	74	8.0
合 計	12,927	100.0	13,329	100.0	401	3.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,834百万円で、その主なものは、パレット等物流機器のレンタル資産取得であります。

各事業別の設備投資額は次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主要設備

物流事業： 2,739百万円

コネクティッド事業： 67百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,000百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2019年8月期)	第 42 期 (2020年8月期)	第 43 期 (2021年8月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (2022年8月期)
売上高(百万円)	11,671	12,732	12,927	13,329
経常利益(百万円)	1,008	1,381	850	1,114
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	573	984	561	680
1株当たり当期純利益(円)	92.86	128.55	73.31	88.90
総資産(百万円)	16,882	20,029	18,528	19,598
純資産(百万円)	5,856	6,743	7,215	7,821
1株当たり純資産額(円)	761.94	877.77	939.47	1,015.35

(注) 当社は、2019年1月21日開催の取締役会決議に基づき、2019年2月28日付で普通株式1株につき20株の割合で、2019年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。そのため、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2019年8月期)	第 42 期 (2020年8月期)	第 43 期 (2021年8月期)	第 44 期 (当事業年度) (2022年8月期)
売 上 高(百万円)	11,288	12,321	12,509	12,893
経 常 利 益(百万円)	1,024	1,378	805	1,031
当 期 純 利 益(百万円)	591	982	458	637
1 株当たり当期純利益 (円)	95.81	128.25	59.84	83.19
総 資 産(百万円)	16,788	19,948	18,335	19,153
純 資 産(百万円)	5,826	6,712	7,080	7,612
1 株当たり純資産額 (円)	760.72	876.38	924.46	993.82

(注) 当社は、2019年1月21日開催の取締役会決議に基づき、2019年2月28日付で普通株式1株につき20株の割合で、2019年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。そのため、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ウバパレットサービス株式会社	30百万円	100.0%	木製パレットの製造、補修及びデポ事業
UPR Singapore Pte.Ltd.	1,000千SGD	100.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR(Thailand)Co.,Ltd.	10,000千THB	49.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR Solution (Malaysia) Sdn.Bhd.	1,100千MYR	90.9	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR VIETNAM CO.,LTD	697千USD	100.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR Services Inc.	200千USD	100.0	追跡ソリューション事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されるなかで、ウクライナ問題や中国のゼロコロナ政策による物流の混乱やコンテナ不足、世界的な原材料価格の高騰等により依然として先行き不透明な状況が続いております。物流業界においては、2024年問題への対応期限を1年半後に控え、総合物流施策大綱(2021-2025)にも記載されているとおり「これまで進捗してこなかった物流のデジタル化や構造改革を加速度的に促進させる好機」となっています。「トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備」を実現するために、パレット輸送は有効な手段であり、パレットの回収及び流失防止の仕組みが充実しているレンタルパレットによるパレットプールシステムへの関心は極めて高くなってきています。また、女性や高齢者を中心とした「新たな労働力の確保に向けた対策」として、当社アシストスーツへの関心も引き続き高いレベルを維持しています。そのような中で、当社グループは中期経営計画の達成を目指し、経営体制の強化ならびに業務執行の効率化、迅速化を図る目的で組織変更を行いました。事業ごとの課題を以下のとおり認識し、SFA（営業支援ツール）や社内業務効率化ツールの新規導入並びに活用により、それぞれの施策を強力に推し進めてまいります。なお、今回の組織変更による報告セグメントの変更はございません。

① パレット等物流機器のレンタル事業：

物流を取り巻く環境は、トラックドライバーの人手不足や高齢化、長時間労働への取り組みなどを背景に物流需給が逼迫化しており、また運輸部門におけるカーボンニュートラルの必要性の高まりから、今後もパレット輸送の需要が拡大していくものと考えております。保管用パレットレンタルに加え、輸送用パレットレンタルの拡大に向け、パレット利用による経済効果やCO₂削減効果等の指標を用いて業界内パレットプールシステムを推進し、アクティブRFIDタグを搭載した「スマートパレット」については、パレットと荷物の紐付けやロケーション管理等の新技术開発を推進し、顧客の物流効率化や生産性向上に貢献できるよう取り組みます。また、レンタルパレットの稼働率向上による当社粗利率の拡大を目指し、プラスチックパレットの最適調達及び効率的な運用を行ってまいります。

② パレット等物流機器の販売事業：

省力化・省人化をキーワードに、アクティブRFIDタグ等物流の効率化に繋がる高付加価値商品の販売を進め、顧客との信頼関係を構築し、同時にパレット等物流機器のレンタル需要も掘り起こします。また、生産性向上のため、Webによる受注体制を深化させます。

③ アシストスーツ事業：

社会的課題である腰痛への対策としてアシストスーツの市場は大きく、今後拡大していくものと考えております。発売以来の累計販売台数が2万台を突破し、動力を伴わないタイ

プのサポートジャケットは、市場へ浸透してまいりましたが、動力を伴うタイプのサポートジャケットについては高額ということもあり、まだまだ浸透しておりません。現在、アシストスーツ事業の取組として、直販中心の販売戦略からECサイトや販売代理店の活用、量販店との協業などの販売を拡大しており、量販店での販売、販売代理店サポート体制の充実や、Web体験会を通じて商品の認知度を更に上げ、製造・物流業以外の業態でも導入いただけるよう進めてまいります。

④ 物流IoT事業：

既存の追跡ソリューションの機能拡充や新しいソリューションを提供することで、顧客に付加価値を提供してまいります。顧客への効率的で付加価値の高いサービスを提供するため、パレット等物流機器のレンタル事業及び販売事業とのシナジー効果を発揮できるよう追求してまいります。

⑤ ICT事業：

目視不要による業務改善への貢献をキーワードに遠隔監視技術の強化を行いつつ、顧客の拡大の為に社外パートナーとの連携による遠隔監視ソリューション提供も進めてまいります。また、今期より導入されるDXタグを活用したソリューションの提案により、様々な用途や顧客ニーズに応えると共にデータ利用によるコンサルティングの充実、また将来的にはAIやビッグデータ解析等の最新技術を積極的に導入する予定です。このようにサービス提供を拡大しリカーリング売上を拡大し、粗利益率の改善を図ります。

⑥ ビークルソリューション事業：

既存顧客の増車計画に対応した車載器の安定供給、自社運営事業の拡大、自治体や自動車販売会社等の新規顧客開拓、キーボックス型モビリティ無人貸渡システムの提供等を行いレンタカーや他モビリティサービスへの導入を進め、MaaS事業への参画を促進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

事業区分	事業内容
物流事業	・パレット等物流機器のレンタル事業（注）1 ・パレット等物流機器の販売事業（注）2 ・アシストスーツ事業（注）3 ・物流IoT事業（注）4
コネクティッド事業	・ICT事業（注）5 ・ビークルソリューション事業（注）6

- (注) 1. 木製・プラスチック製パレット（注）7、ネスティングラック・カゴ車等金属製物流機器、その他物流機器及び関連商品のレンタル
2. 木製・プラスチック製パレット、ネスティングラック・カゴ車等金属製物流機器、その他物流機器及び関連商品の販売

3. アシストスーツのレンタル及び販売
4. 追跡ソリューションのレンタル及び販売
5. 遠隔監視ソリューションの役務提供及び関連機器のレンタル及び販売
6. カーシェアリング自主運営事業及びカーシェアリングシステムのレンタル、販売及びカーシェアリング運営受託
7. パレットとは荷物の保管や構内作業、輸送のために使用される薄い箱型の荷台で、木製・プラスチック製・金属製など用途ごとに多彩な種類が存在しております。パレットの上に荷物をまとめて載せることで、フォークリフトで一度に上げ下ろしができるようになるため、荷役作業の全てを人力で行う場合と比べて、作業の効率化が可能となります。倉庫、自動車、電子機器、農産、水産、食品など幅広い業種に利用されています。

(6) 主要な営業所及び拠点（2022年8月31日現在）

① 当社

本 社	宇部本社（山口県宇部市）、東京本社（東京都千代田区）
営 業 所	札幌営業所（北海道札幌市中央区）、仙台営業所（宮城県仙台市青葉区）、 関東営業所（埼玉県さいたま市大宮区）、新潟営業所（新潟県新潟市中央区）、 東京営業所（東京都千代田区）、横浜営業所（神奈川県横浜市港北区）、 静岡営業所（静岡県静岡市葵区）、名古屋営業所（愛知県名古屋市中区）、 大阪営業所（大阪府大阪市淀川区）、岡山営業所（岡山県岡山市北区）、 山口営業所（山口県宇部市）、四国営業所（香川県高松市）、 福岡営業所（福岡県福岡市博多区）、南九州営業所（鹿児島県鹿児島市）
デ ポ （ 注 ）	市原デポ（千葉県市原市）、三木デポ（兵庫県三木市）、 宇部デポ（山口県宇部市）、福岡デポ（福岡県糟屋郡久山町）

（注）パレットなど物流機器の貸出、返却を行うサービス拠点です。

② 子会社

ウベパレットサービス株式会社	山口県宇部市
U P R S i n g a p o r e P t e . L t d .	シンガポール共和国 シンガポール市
U P R (T h a i l a n d) C o . , L t d .	タイ王国 バンコク市
U P R S o l u t i o n (M a l a y s i a) S d n . B h d .	マレーシア セランゴール州 シャー・アラム市
U P R V I E T N A M C O . , L T D	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市
U P R S e r v i c e s I n c .	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サニーベール市

(7) 使用人の状況（2022年8月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	153 名	3 名減
コネクティッド事業	15	2 名増
全社（共通）	49	5 名増
合計	217	4 名増

（注） 1. 使用人数は正社員の就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員等）は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
187名	3名増	39.6歳	9.2年

（注） 使用人数は正社員の就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員等）は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社山口銀行	4,811百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,116
株式会社三井住友銀行	1,087
株式会社りそな銀行	940

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式総数 7,660,000株
- ③ 株主数 2,740名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
酒 田 義 矢	3,838,000株	50.11%
酒 田 三 男	455,000	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	443,600	5.79
酒 田 加 代 子	320,000	4.18
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	296,100	3.87
ユ ー ピ ー ア ー ル 従 業 員 持 株 会	201,443	2.63
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 □)	172,000	2.25
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 □)	165,400	2.16
酒 田 健 治	113,900	1.49
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	60,000	0.78

(注) 持株比率は自己株式480株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	酒 田 義 矢	株式会社レノファ山口 社外取締役
取締役専務執行役員	酒 田 健 治	
取締役常務執行役員	中 村 康 久	DX本部長
取締役常務執行役員	町 田 敏 明	コーポレート本部長
取締役常務執行役員	石 村 浩	物流事業本部長
取 締 役	有 宗 政 和	
取 締 役	土 田 亮	上智大学法科大学院 教授 株式会社りそな銀行 社外取締役 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役
取 締 役	麓 幸 子	株式会社なが岡 取締役 株式会社でんろく 取締役 一般社団法人敬友 代表理事 大館市の未来を創る会 代表
常 勤 監 査 役	伊 東 弘 美	日本プラスチック株式会社 社外監査役
監 査 役	松 倉 稔	松倉一悦税理士事務所 所属税理士
監 査 役	鈴 木 邦 成	日本大学生産工学部 教授

- (注) 1. 取締役有宗政和氏、取締役土田亮氏及び取締役麓幸子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役伊東弘美氏、監査役松倉稔氏及び監査役鈴木邦成氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松倉稔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役有宗政和氏、取締役土田亮氏、取締役麓幸子氏、常勤監査役伊東弘美氏、監査役松倉稔氏及び監査役鈴木邦成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役酒田義矢氏、酒田健治氏、中村康久氏、町田敏明氏、石村浩氏、有宗政和氏、土田亮氏、麓幸子氏、および監査役伊藤弘美氏、松倉稔氏、鈴木邦成氏と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各役員が自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合及び各役員が適切な防御活動を行わなかった場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社(海外は除く)の全役員（含む執行役員）及び重要な使用人であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等にかかる決定方針

取締役の個別報酬等の内容決定については、「取締役の報酬等にかかる決定方針」にもとづいて、社外取締役を過半とした任意の指名・報酬委員会が役員規程に則り厳正かつ客観的に評価のうえ役員報酬案を作成して取締役会に提言し、決定しております。なお、その裁量の範囲は、あらかじめ株主総会で決議された報酬の範囲内であります。

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、「取締役の報酬等にかかる決定方針」を決議しており、その内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役員規程をもとに役位に従い、会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮した基本報酬（固定額金銭報酬）、及び業績連動報酬（賞与）で構成する。但し、社外取締役は基本報酬（固定額金銭報酬）のみとする。

なお、取締役の報酬等についての考え方や算定方法は次のとおりとする。

2. 報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

- (1) 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で取締役会が決定する。
- (2) 各取締役に対する報酬は、原則、従業員給与の最高額を1.0として、役位に従い、会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮の上算定する。
- (3) 取締役の報酬等は固定額金銭報酬とし、年額をもって決定し、年額の12分の1の額を毎月25日に支払う。
- (4) 取締役の報酬等の改訂は、毎年12月に改訂する。
- (5) 社外取締役は、固定額金銭報酬のみ支給する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- (1) 取締役に対する賞与（業績連動報酬）は、業務執行役員を対象に、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員への配分は別途定める基準に基づいて取締役会にて決定し、毎年12月に支給する。
- (2) 事業部門役員の賞与（業績連動報酬）に係る指標は、税引前当期純利益及び担当部門の営業利益とし、それ以外の取締役の賞与（業績連動報酬）に係る指標は、税引前当期純利益とする。
- (3) 取締役の賞与（業績連動報酬）は、対象期末日時点の月額報酬に、各指標の達成率により定められた支給係数を乗じた額とする。

4. 非金銭報酬等の内容及び額若しくは一又はその算定方法の決定に関する方針

- (1) 非金銭報酬等は支給しない。

5. 上記2～4の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- (1) 賞与（業績連動報酬）の支給係数が最大値となった場合の固定額金銭報酬と賞与（業績連動報酬）の割合は2：1となる。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするとき

- (1) 取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とし、社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会で取締役個人別の報酬案を作成し、取締役会に提

言する。但し、取締役会が報酬の決定を代表取締役に一任した場合は、役員報酬案を代表取締役に提言する。

- (2) 指名・報酬委員会の作成する取締役個人別の報酬案は、固定額金銭報酬及び賞与（業績連動報酬）とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	169 (14)	158 (14)	11 (－)	－ (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19 (19)	19 (19)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	188 (33)	177 (33)	11 (－)	－ (－)	11 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社の業績連動報酬に係る指標は、税引前当期純利益及び営業利益であり、その実績はそれぞれ1,084百万円及び532百万円であります。それぞれの対予算達成度に応じて、業務執行役員を対象に業績連動報酬（賞与）を決定しております。当該指標を選択した理由は、業績の達成度を明確に把握できる数値のためであります。なお、社外取締役及び監査役は、定期同額の基本報酬のみとしております。

3. 取締役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の第40回定時株主総会において、役員賞与を含め年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役の員数は7名です。

4. 監査役の報酬限度額は、2017年11月17日開催の第39回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における監査役の員数は3名です。

5. 上記のほか、役員退職慰労引当金の当事業年度における繰入額は34百万円であり、その内訳は、以下のとおりであります。

取締役 8名 31百万円（うち社外取締役 3名 1百万円）

監査役 3名 3百万円（うち社外監査役 3名 3百万円）

6. 2021年11月25日開催の第43回定時株主総会決議に基づき、同年8月31日をもって辞任により退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 10百万円

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において、当社では取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員酒田義矢が取締役の個人別報酬額の具体的内容（固定額金銭報酬及び賞与の個人別金額）

を決定しています。代表取締役これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の業務執行状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会が取締役会の諮問に対し答申を行っており、その内容を踏まえて決定しています。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役土田亮氏は、上智大学法科大学院の教授、株式会社りそな銀行の社外取締役及び株式会社ノエビアホールディングスの社外取締役であります。株式会社りそな銀行は当社の借入先であります。当社と同行との取引関係は一般取引と同様であり、当社と同行の間には特別の関係はありません。また、当社と他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役麓幸子氏は、株式会社なが岡及び株式会社でんろくの取締役であり、一般社団法人敬友の代表理事、大館市の未来を創る会の代表であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役伊東弘美氏は、日本プラスト株式会社の社外監査役であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松倉稔氏は、松倉一悦税理士事務所の所属税理士であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木邦成氏は、日本大学生産工学部の教授であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 有 宗 政 和	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。また、指名報酬委員会では委員長を務めています。総合商社で海外事業を含め経験し、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有している方です。出席した取締役会等において当社の経営課題に対して、経営全般の観点から有効な発言を行っております。
取締役 土 田 亮	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有している方です。出席した取締役会において、会社法対応やコーポレートガバナンス対応を含め、有効な発言を行っております。
取締役 麓 幸 子	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。メディア業界で、専門性の高い各種メディアの最新情報を基にした企業戦略を支援するソリューション展開などで培われた豊富な経験や、企業の経営経験等の幅広い見識を有している方です。出席した取締役会において、他社で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、CSRやサステナビリティの面から有効な発言を行っております。
常勤監査役 伊 東 弘 美	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、金融機関で多くの企業評価を行っていた経験や他社で得た豊富な経験と幅広い見識に基づき、有効な発言を行っております。
監査役 松 倉 稔	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から社外監査役として一般株主と利益相反が生じない独立した立場から有効な発言を行っております。
監査役 鈴 木 邦 成	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、生産工学の研究者としての専門的見地から、物流に関して有効な発言を行っております。

⑦ 取締役会の実効性評価

当社は、取締役の役割・機能の向上を目的として、昨年より会全体の実効性の分析・評価を行っており、本年においても実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

(評価の実施方法)

対象：取締役・監査役・執行役員全員

方法：アンケート及びインタビュー

内容：取締役会の構成、運営状況、発言、情報提供等

実施時期：2022年3月～5月

(評価結果の概要)

前回アンケート同様、取締役会の実効性については、概ね適切という意見が多く「有効に機能している」と評価しております。

取締役の人数は現段階では妥当であり、独立社外取締役の多様性や積極的な発言も評価されております。

課題としては、「取締役会付議事項の事前説明、情報提供」「SDGsに関する具体的な検討や議論」「経営者サクセッションプラン」「取締役会の資料・適切な経営者報酬体系」が挙げられております。前回の評価時点での課題である取締役会付議事項の事前説明や情報提供、付議事項の量、取締役等のトレーニング等について改善は進んでいるものの、一部において未だ不十分との指摘もあり、その課題を踏まえ、当社グループの企業価値向上のために取締役会の実効性を高めるべく、引き続き改善を図ってまいります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が制定している内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりです。

- (1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - ①当社は、社是、経営理念、及び行動指針（五ケンの戒め）を、当社及び子会社の全ての役員・従業員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ②総務部がコンプライアンスを担当し、当社及び子会社の全ての役員・従業員の法令遵守の取組を推進する。また、「コンプライアンス規程」を定め、同部を中心にその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
 - ③内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。重要事項については、取締役会に報告する。
 - ④法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報窓口を設置する。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録・保存する。
 - ②取締役及び監査役は、必要に応じ、取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書等を閲覧できる。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - ①「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクの把握、管理及び危機発生に備えた対応を行う。
 - ②リスク管理委員会は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行い、必要に応じて取締役会に対し、リスク管理に関する活動状況を報告し、提案を行う。
 - ③重大な危機が発生した場合には、社長を委員長とするリスク管理委員会を速やかに開催し、危機への対応と速やかな収束に向けて活動する。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - ①取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」を制定し、必要に応じ定期的な見直しを行う。
 - ②取締役会は、取締役会規程に基づき月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

- (5) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- ① 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
 - ② 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、社長に報告する。
 - ③ 「関係会社管理規程」を定め、一定の経営上の重要事項については機関決定前に当社の承認を求め、又は報告することを義務付けることとし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号）
- ① 当社は、監査役の職務を補助する従業員を配置していないが、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。
 - ② 監査役の職務を補助すべき従業員の異動・評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (7) 監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号）
- ① 当社及び子会社の役員・従業員は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
 - ② 内部監査室は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果を、定期的に報告する。
 - ③ 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、監査役に定期的に報告する。
 - ④ 監査役への報告を理由として取締役及び従業員が不利な取り扱いを受けないことを保障する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
- 監査役がその職務の執行について支出した費用の償還などの請求をしたときは、当該費用が監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ①監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために取締役会等の会議に出席する。
- ②監査役は、取締役や経営陣とのミーティング、営業所や子会社への往査を定期的実施する。月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じ臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(10)反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定時取締役会を1ヵ月に1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行っております。

②リスク管理体制について

リスク管理規程、コンプライアンス規程を定めるとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を四半期に1回開催し、リスク管理体制整備のほか、リスク管理策及びコンプライアンスへの取組等の方針策定、実施状況の確認を行っております。

③内部監査の実施について

内部監査室において、社長が承認した内部監査基本計画に基づき内部監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の内部監査結果が社長へ報告され、是正措置がとられております。

④監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、稟議書などの書類の閲覧、代表取締役との意見交換、事業部門等に対するヒヤリング、当社グループ会社を含む複数の事業拠点への往査を行うとともに、内部監査部門から定期的に報告を受けております。また、会計監査人とは、監査計画の協議、監査結果の報告の受領、意見交換を行う等、監査役が必要とする情報の適切な提供を受け、監査を実施しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。日常の事業運営に必要な運転資金と将来の事業展開のための内部留保を確保し、健全な財務体質を維持しつつ、当面は連結配当性向10%を目処とし、将来的には連結配当性向30%を目標とするとともに、減配を行わないことを原則としております。

また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

この基本方針のもと、今回通期の業績を踏まえ、2022年8月期の期末配当につきましては、1株当たり13円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,951,554	流動負債	4,499,070
現金及び預金	3,158,785	買掛金	1,927,974
受取手形	61,735	1年内返済予定の長期借入金	1,535,284
売掛金	1,807,929	未払法人税等	310,355
電子記録債権	136,556	契約負債	171,553
商品	400,863	賞与引当金	224,514
原材料及び貯蔵品	15,454	その他	329,388
その他の金	375,578	固定負債	7,277,903
貸倒引当金	△5,348	長期借入金	6,419,076
固定資産	13,646,481	繰延税金負債	3,520
有形固定資産	12,510,385	役員退職慰労引当金	551,014
レントル資産	9,920,023	退職給付に係る負債	287,832
建物及び構築物	1,259,745	資産除去債務	15,716
機械装置及び運搬具	69,722	その他	743
土地	1,086,632	負債合計	11,776,973
建設仮勘定	117,911	(純資産の部)	
その他の金	56,348	株主資本	7,777,221
無形固定資産	443,785	資本金	96,000
投資その他の資産	692,311	資本剰余金	391,349
投資有価証券	107,813	利益剰余金	7,290,795
繰延税金資産	244,140	自己株式	△923
その他	352,306	その他の包括利益累計額	△154
貸倒引当金	△11,950	その他有価証券評価差額金	5,183
		為替換算調整勘定	△5,338
		非支配株主持分	43,995
資産合計	19,598,036	純資産合計	7,821,062
		負債純資産合計	19,598,036

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,329,210
売上原価	9,236,961
売上総利益	4,092,249
販売費及び一般管理費	3,560,159
営業利益	532,089
受取利息	756
受取配当金	300
受取補償金	522,778
その他	93,804
営業外費用	
支払利息	35,044
その他	106
経常利益	1,114,577
特別利益	
固定資産売却益	487
特別損失	
減価償却損	24,507
ゴルフ会員権評価損	3,740
その他	2,204
税金等調整前当期純利益	1,084,612
法人税、住民税及び事業税	438,706
法人税等調整額	△55,270
当期純利益	701,176
非支配株主に帰属する当期純利益	20,260
親会社株主に帰属する当期純利益	680,916

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	96,000	391,349	6,709,453	△825	7,195,976
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△99,574		△99,574
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			680,916		680,916
自 己 株 式 の 取 得				△97	△97
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	581,341	△97	581,244
当連結会計年度末残高	96,000	391,349	7,290,795	△923	7,777,221

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	11,507	△11,553	△45	19,947	7,215,878
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△99,574
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					680,916
自 己 株 式 の 取 得					△97
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	△6,323	6,215	△108	24,047	23,939
当連結会計年度変動額合計	△6,323	6,215	△108	24,047	605,183
当連結会計年度末残高	5,183	△5,338	△154	43,995	7,821,062

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集、ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,382,454	流動負債	4,286,158
現金及び預金	2,847,648	買掛金	1,922,443
受取手形	61,666	1年内返済予定の長期借入金	1,535,284
売掛金	1,715,869	未払金	246,496
電子記録債権	136,556	未払費用	33,746
商品	398,562	未払法人税等	304,880
貯蔵品	4,629	預り金	14,547
前渡金	1,512	契約負債	10,266
前払費用	187,094	賞与引当金	217,507
その他の貸倒引当金	△3,658	その他	986
固定資産	13,771,109	固定負債	7,255,216
有形固定資産	12,275,713	長期借入金	6,419,076
レンタル資産	9,853,964	退職給付引当金	273,609
建物	1,163,179	役員退職慰労引当金	546,814
構築物	71,384	資産除去債務	15,716
機械及び装置	49,433		
車両運搬具	11,948	負債合計	11,541,375
工具、器具及び備品	53,782	(純資産の部)	
土地	954,108	株主資本	7,607,005
建設仮勘定	117,911	資本金	96,000
無形固定資産	443,571	資本剰余金	391,349
特許権	1,194	その他資本剰余金	391,349
商標権	1,713	利益剰余金	7,120,579
ソフトウェア	258,340	利益準備金	25,404
その他	182,323	その他利益剰余金	7,095,175
投資その他の資産	1,051,824	特別償却準備金	19,571
投資有価証券	107,813	別途積立金	3,700,000
関係会社株式	172,724	繰越利益剰余金	3,375,603
関係会社長期貸付金	308,308	自己株式	△923
長期前払費用	40,421	評価・換算差額等	5,183
繰延税金資産	235,430	その他有価証券評価差額金	5,183
その他の他	302,397	純資産合計	7,612,189
貸倒引当金	△115,271	負債純資産合計	19,153,564
資産合計	19,153,564		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 9 月 1 日から
2022年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,893,662
売上原価		9,066,983
売上総利益		3,826,678
販売費及び一般管理費		3,345,335
営業利益		481,343
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,555	
受取補償金	515,250	
その他の	78,602	601,407
営業外費用		
支払払利息	35,044	
貸倒引当金繰入額	15,750	
その他の	106	50,901
経常利益		1,031,849
特別利益		
固定資産売却益	487	487
特別損失		
固定資産除却損	2,109	
減損損失	24,507	
ゴルフ会員権評価損	3,740	30,357
税引前当期純利益		1,001,979
法人税、住民税及び事業税	418,655	
法人税等調整額	△53,888	364,767
当期純利益		637,212

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					特別償却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	96,000	391,349	391,349	25,404	38,200	3,700,000	2,819,336	6,582,941	△825	7,069,464
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△99,574	△99,574		△99,574
当 期 純 利 益							637,212	637,212		637,212
自己株式の取得									△97	△97
特別償却準備 金 の 取 崩					△18,628		18,628	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	△18,628	－	556,267	537,638	△97	537,540
当 期 末 残 高	96,000	391,349	391,349	25,404	19,571	3,700,000	3,375,603	7,120,579	△923	7,607,005

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 差	価 額	・ 換 算 計	
当 期 首 残 高	11,507			11,507	7,080,971
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△99,574
当 期 純 利 益					637,212
自己株式の取得					△97
特別償却準備 金 の 取 崩					－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,323			△6,323	△6,323
当期変動額合計	△6,323			△6,323	531,217
当 期 末 残 高	5,183			5,183	7,612,189

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集、ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

ユーピーアール株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山 高路
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユーピーアール株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーピーアール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

ユーピーアール株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山 高路
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユーピーアール株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)、並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月24日

ユーピーオール株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 東 弘 美 ㊞

監 査 役 松 倉 稔 ㊞

監 査 役 鈴 木 邦 成 ㊞

(注) 常勤監査役伊東弘美、監査役松倉稔及び鈴木邦成は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、当社定款に、株主総会資料の電子提供制度をとる旨の定めを設けたものとみなされております（「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第2項）。このみなし定款変更について当社定款に明文で規定するとともに所要の規定を整備するため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- （1）法令によって置くものとみなされた、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定款の定めについて、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
- （2）会社法第325条の5第3項に基づき、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
- （3）株主総会資料の電子提供制度の導入により、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- （4）上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新設)	<u>(附則)</u> <u>1. この定款変更は2022年11月25日から施行する。</u> <u>2. 前項にかかわらず、2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

招集、ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	さか 酒 田 義 矢 (1964年 5 月 30日)	1988年 4 月 積水化学工業(株)入社 1994年11月 ウベパレット(株) (現当社) 専務取締役 1998年11月 同社 (現当社) 代表取締役社長 2005年11月 ウベパレットサービス(株) 代表取締役社長 2013年11月 (株)レノファ山口 社外取締役 (現任) 2020年11月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)	3,838,000株
		【取締役候補者とした理由】 酒田義矢氏は、当社専務取締役、代表取締役社長を務め、長年にわたり当グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。今後も、当グループの持続的な企業価値向上に必要な不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	
2	さか 酒 田 健 治 (1955年 9 月 23日)	1979年 4 月 三菱商事(株)入社 1996年11月 ウベパレット(株) (現当社) 専務取締役 2020年 9 月 当社専務取締役 コネクティッド事業本部長 2020年11月 当社取締役 専務執行役員 コネクティッド事業本部長 2021年 4 月 当社取締役 専務執行役員 (現任)	113,900株
		【取締役候補者とした理由】 酒田健治氏は、当社専務取締役として長年にわたり当グループの経営に携わっており、事業運営の重要な役割を担っております。今後も、当グループの持続的な企業価値向上に必要な不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	まち だ とし あき 町 田 敏 明 (1957年5月28日)	1980年 4 月 ㈱三和銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2003年11月 同行五反田ビジネスバンキング営業部長 2006年 1 月 同行五反田兼三田法人営業推進支社長 2006年 9 月 同行下赤塚駅前支店長 2011年 5 月 当社入社 営業推進室長 2014年10月 当社取締役総務・人事本部長 2020年 9 月 当社取締役総務人事本部長 2020年11月 当社取締役 常務執行役員 総務人事本 部長 2021年 9 月 当社取締役 常務執行役員 コーポレー ト本部長（現任）	20,600株
		【取締役候補者とした理由】 町田敏明氏は、現㈱三菱UFJ銀行で得た経験や深い知見を有しており、当社入社以来、主に総務・人事の面で中心的な役割を担っております。今後も、当グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。	
4	いし むら ひろし 石 村 浩 (1963年4月29日)	1987年 4 月 ㈱東芝入社 2008年 6 月 Toshiba America Information Systems Inc. Senior Vice President 2013年10月 同社新規事業開発部 部長 2015年 4 月 同社研究開発統括部マーケティング戦略 室 室長 2016年 6 月 当社入社 経営企画部長 2020年11月 当社取締役 常務執行役員 物流事業本 部長（現任）	12,300株
		【取締役候補者とした理由】 石村浩氏は、㈱東芝で得た経験や深い知見を有しており、当社入社後、経営企画部門の責任者を務め、当社の業務全般を熟知するとともに、現在は物流事業の責任者として中心的な役割を担っております。今後も、その知識及び経験が当グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。	

招集
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	あり むね まさ かず 有 宗 政 和 (1955年12月15日)	1979年 4 月 丸紅(株)入社 2004年 4 月 同社ゴム部長 2009年 4 月 同社欧州支配人補佐兼丸紅欧州会社副 社長 2013年 4 月 同社執行役員ライフスタイル・紙パル プ部門長 2016年 6 月 丸紅セーフネット(株) 代表取締役社長 2017年11月 当社社外取締役(現任) 2019年 6 月 (一社)日本養鶏協会 顧問 2020年 7 月 (株)アキタフーズ 常務取締役	1,900株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 有宗政和氏は、総合商社で海外事業を含め経験し、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い見 識を有しております。このような知識等を活かし、当社グループの持続的な企業価値向上のための経 営全課題について、引き続き経営者の視点から有益なアドバイスをいただくことを期待し、同氏を社 外取締役候補者といたしました。			
6	つち だ りょう 土 田 亮 (戸籍上の氏名：寺西 亮) (1968年7月4日)	2010年 1 月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 法律事務所フロンティア・ロー弁護士 (現任) 2014年 4 月 専修大学法学部教授 2015年 6 月 (株)りそな銀行社外監査役 2017年11月 当社社外取締役(現任) 2018年12月 (株)ノエビアホールディングス社外監査役 2019年 6 月 (株)りそな銀行社外取締役(現任) 2020年 4 月 上智大学法科大学院教授(現任) 2021年12月 (株)ノエビアホールディングス社外取締役 (現任)	1,700株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 土田亮氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありません が、弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有しております。このような 知識等を活かし、当社の経営課題に対し、主に法務、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの 観点から有益なアドバイスをいただいております、引き続き有効な助言をいただけることを期待し、同氏 を社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	ふもと 幸 子 氏 (戸籍上の氏名：田中 幸子) (1962年1月12日)	1984年4月 ㈱日経BP入社 2006年4月 同社 日経ウーマン編集長 2012年6月 同社 ビズライフ局長 2016年3月 同社 執行役員 2018年3月 同社 日経BP総研フェロー 2019年3月 (一社)敬友 代表理事(現任) 2019年4月 ㈱なが岡 取締役(現任) ㈱でんろく 取締役(現任) 大館市の未来を創る会代表(現任) 2019年11月 当社社外取締役(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 麓幸子氏はメディア業界で、専門性の高い各種メディアの最新情報を基にした企業戦略を支援するソリューション展開などで培われた豊富な経験や、企業の経営経験等の幅広い見識を有しています。このような知識等を活かし、当グループの持続的な企業価値向上のため、SDG s を含め当社課題に対し、引き続き有益なアドバイスをいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 取締役候補者酒田義矢氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 有宗政和氏、土田亮氏及び麓幸子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 有宗政和氏、土田亮氏及び麓幸子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 有宗 政和氏 5年
- 土田 亮氏 5年
- 麓 幸子氏 3年
5. 当社は、有宗政和氏、土田亮氏及び麓幸子氏の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役および監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。
- 各候補者の選任が承認された場合、各候補者との当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)

契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

8. 当社は、有宗政和氏、土田亮氏及び麓幸子氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】 スキルマトリックス

	候補者 番号	氏名	社外	女性	独立性	指名報酬 委員会	経営全般	業界知識 (物流)	国際経験	ESG サステナビリティ	技術 研究開発	財務会計	法務・リスク マネジメント
取 締 役	1	酒田 義矢				○	○	○		○			
	2	酒田 健治					○	○	○		○		
	3	町田 敏明					○	○		○		○	○
	4	石村 浩					○	○	○	○	○	○	
	5	有宗 政和	○		○	◎	○		○				○
	6	土田 亮	○		○	○				○		○	○
	7	麓 幸子	○	○	○	○	○			○			

※上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

※指名報酬委員会◎は、委員長。

※当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会後に開催される取締役会において選任予定の執行役員については、次のとおりです。

	候補者 番号	氏名	社外	女性	独立性	指名報酬 委員会	経営全般	業界知識 (物流)	国際経験	ESG サステナビリティ	技術 研究開発	財務会計	法務・リスク マネジメント
執 行 役 員	-	坂本 裕司					○		○	○	○	○	○
	-	岩西 慶太						○		○		○	
	-	石川 修					○			○		○	○

【ご参考】 取締役の選任についての指名・報酬委員会の審議にかかる基本方針

1. 取締役選任の基本方針

当社では、当社の持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を取締役とすることを基本方針とする。

この方針を実現するため、次のような資質を有する者の中から、各自に期待される役割や責務を実効的に果たすことが出来る全般的な能力を備えた者がバランス良く取締役会を構成するように考慮する。

- イ) 当社の経営理念を理解・尊重し、すぐれた人格及び見識を有する者
- ロ) 当社の企業理念、企業文化を十分理解し、事業に関して求められる十分な知見や経験を有する者
- ハ) 当社の業務に関する高度な専門知識を有し、会社経営に携わる者として優れた能力を有する者

2. 取締役候補者の選定基準

(1) 社内取締役

- イ) 当社の行う事業についての高度な知識及び理解を有し、経営判断、業務の執行について優れた能力を有する者
- ロ) 当該候補者が現に当社取締役または従業員である場合には、当社において適切に職務を遂行し、現在の職位において会社に十分な貢献をしている者であること

(2) 社外取締役

独立役員としての資格を有する者であり当社と特別な利害関係を有しない者であって、以下のいずれかに該当する高い能力、経験、識見を有し、当社の経営に適切な助言を行い、取締役の職務の監督を行うことができる者

- イ) 企業経営に関与した経験を有し企業経営に関する優れた能力を有する者
- ロ) 法律に関する相当程度の専門知識を有する者
- ハ) 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者
- ニ) 当社のビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
- ホ) 研究、開発、マーケティング等について豊富な経験を有する者
- ヘ) その他当社社外取締役として求められる能力、経験を有する者

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役松倉稔氏、鈴木邦成氏の2氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	まつ くら みのる 松 倉 稔 (1961年7月24日)	1985年 4 月 松倉一悦税理士事務所入所 1990年 3 月 税理士登録 2012年10月 当社社外監査役（現任）	600株
	【社外監査役候補者とした理由】 松倉稔氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての高い専門性、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき、専門的見地から経営の監視や適切なアドバイスをいただけると判断したため、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。		
2	すず き くに のり 鈴 木 邦 成 (1959年8月1日)	2013年 4 月 日本大学生産工学部マネジメント工学科 准教授 2014年 4 月 日本大学生産工学部マネジメント工学科 教授（現任） 2017年11月 当社社外監査役（現任）	1,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 鈴木邦成氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、生産計画や販売計画等の生産工学の研究者としての専門的知見と大学教授としての経験に基づき、専門的見地から経営の監視や適切なアドバイスをいただけると判断したため、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松倉稔氏、鈴木邦成氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松倉稔氏、鈴木邦成氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 松倉 稔氏 10年
- 鈴木 邦成氏 5年
4. 当社は、松倉稔氏及び鈴木邦成氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条

第1項の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

5. 当社は、取締役および監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者との当該契約を継続する予定です。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、松倉稔氏及び鈴木邦成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】 スキルマトリックス

	候補者 番号	氏名	社外	女性	独立性	指名報酬 委員会	経営全般	業界知識 (物流)	国際経験	ESG サステナビリティ	技術 研究開発	財務会計	法務・リスク マネジメント
監 査 役	-	伊東 弘美	○		○		○					○	○
	1	松倉 稔	○		○							○	
	2	鈴木 邦成	○		○			○			○		

※上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
まえ 前田修志 (1970年12月14日)	1999年4月 上智大学法学部嘱託助手 2002年4月 東亜大学法学部助教授 2007年4月 大宮法科大学院大学法務研究科准教授 2012年4月 甲南大学会計大学院准教授 2016年4月 専修大学大学院法務研究科准教授 2019年4月 専修大学大学院法務研究科教授(現任)	—
【補欠社外監査役候補者とした理由】 前田修志氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、商法・会社法の研究者としての専門的知見と専門職大学院教授としての経験に基づき、経営の監視や適切なアドバイスをいただけると判断したため、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 前田修志氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。
3. 当社は、取締役および監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。前田修志氏が監査役に就任した場合、同氏との当該契約を締結する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。前田修志氏が選任され監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
5. 前田修志氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役中村康久氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
中 村 康 久	2011年10月 当社取締役 2014年10月 当社常務取締役 2021年 9 月 当社取締役常務執行役員（現任）

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

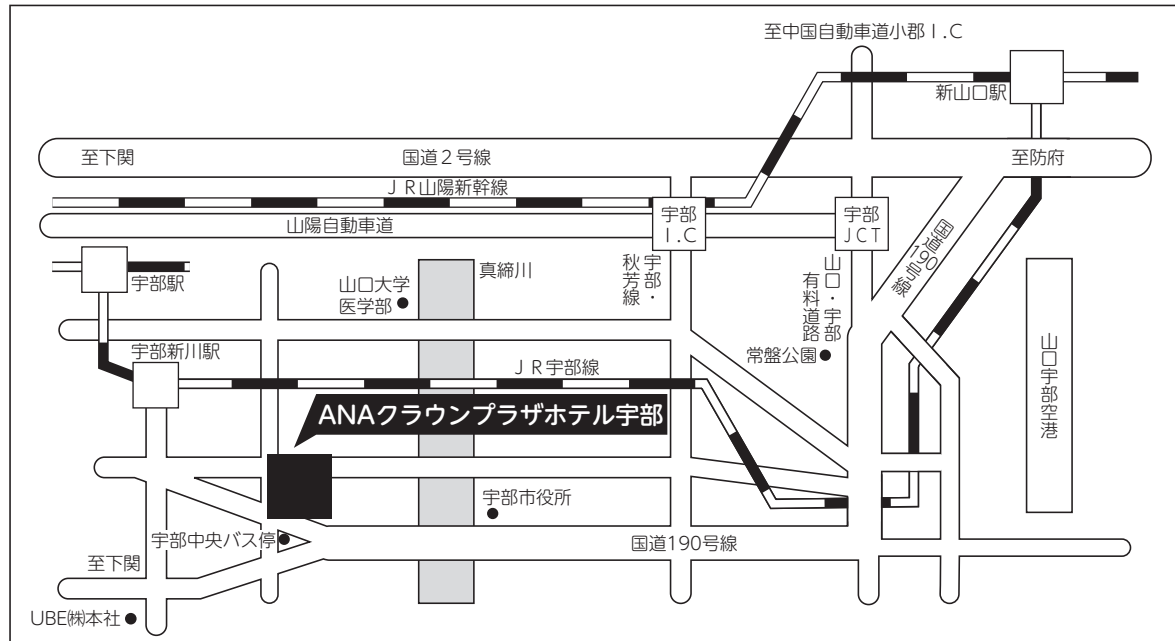
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：山口県宇部市相生町8番1号

ANAクラウンプラザホテル宇部 3階 万葉の間

TEL：0836-32-1112



交通：山口宇部空港より車で10分

JR宇部新川駅より徒歩5分

山陽自動車道宇部下関線 宇部I.C.より車で10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。